

## 市地域密着型サービス事業者の公募

「第6期大野城市介護保険事業計画」に基づき地域密着型サービスの整備を行っています。

そこで、この計画に沿ったサービスの整備を行うため、平成29年度開設を予定する事業者を公募します。

### ●対象事業の種類

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(ユニット(9床)と(介護予防) 小規模多機能型居宅介護を一体的に運営する事業所

### ●地区・整備数

◇南地区・1カ所  
◇中央地区・1カ所

### ●公募の書類

提出先で配布、または市ホームページからダウンロード

### ●公募書類の提出期限

5月13日(土) 午後5時

### ●郵送不可

### ●提出と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当  
☎(580) 1860

## 第2・第4土曜日 週末窓口サービス実施中

市役所では、第2・第4土曜日(上記の日が祝日であった場合でも開庁)でも証明書の交付や異動などの手続きができる「週末窓口サービス」を行っています。

### ●時間

午前9時半～午後0時半

### ●場所

まどかフロア(市役所1階)

### ●主な業務

◇証明書の発行 住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・課税証明書など

◇戸籍届 出生・婚姻・死亡など※預かりとなりますので住民票などの証明書は発行できません。

◇異動届 転入・転出・転居・世帯変更

◇印鑑登録 新規・亡失・改印・廃止

◇マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード受け取り・

暗証番号変更手続き

◇児童手当・保育所入所申請

◇国民健康保険加入・変更・脱退

◇水道・下水道料金・市税などの支払い

◇税相談・市県民税申告など

※ほかの市町村や国・県などの機関へ問い合わせが必要なものなど、申請・届出の内容により、取り扱いができないものもあります。詳しくは事前に問い合わせてください。

※週末窓口サービスの実施時間中は、来庁した人の手続きを優先しますので、電話相談は対応できない場合があります。

### ●問い合わせ先

市民窓口サービス課受付・サービス向上担当  
☎(580) 1842

## 資格喪失後の国民健康保険被保険者証は、絶対に使用しないで

他市町村への転出や職場の健康保険(社会保険)に加入すると、認定年月日(通常、交付日より前)から、大野城市国民健康保険の資格を失い、大野城市国民健康保険被保険者証を使うことはできません。

「まだ次の保険証が届いていないから」「手元にあったから」と資格喪失後に大野城市の保険証で診療を受けた場合、医療機関などから医療給付分(医療費の7～9割)の請求

があります。また、資格喪失後、3月中旬に送りました。保険証は、1人1枚のカード型で、世帯で一つの封筒に入れて送付しています。人数の多い世帯は、2つ以上の封筒に分けて送付する場合があります。まだ受け取っていない世帯は、市役所に返送されている可能性がありますので、問い合わせしてください。

資格喪失後の国民健康保険被保険者証は、絶対に使用しないで

職場や転出先などから新しい保険証が届く前に病院にかかるときは、医療機関などに相談するか、いったん全額支払った後で新しい健康保険に医療給付分の請求をしてください。

●問い合わせ先  
国保年金課  
☎(580) 1846

新しい国民健康保険被保険者証(保険証)は届きましたか

平成29年度に使う新しい保険証を、3月中旬に送りました。

保険証は、1人1枚のカード型で、世帯で一つの封筒に入れて送付しています。人数の多い世帯は、2つ以上の封筒に分けて送付する場合があります。まだ受け取っていない世帯は、市役所に返送されている可能性がありますので、問い合わせしてください。

未納分の国民健康保険税を全額納付したにもかかわらず、資格証明書が届いた場合、または保険証が届かない場合は問い合わせしてください。

●問い合わせ先  
国保年金課  
☎(580) 1846



ります。

未納分の国民健康保険税を全額納付したにもかかわらず、資格証明書が届いた場合、または保険証が届かない場合は問い合わせしてください。

●問い合わせ先  
国保年金課  
☎(580) 1846

さい。なお、国民健康保険税に未納がある世帯には、保険証ではなく、資格証明書を送っている場合があります。

●問い合わせ先  
国保年金課  
☎(580) 1846